津山市総合計画審議会傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は,津山市総合計画審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

- 第2条 会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1) 津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)第7条各号に掲げる情報該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項ただし書の規定による会議の非公開は,会議において決するものとする。

(開催の周知)

第3条 会議の開催は,公開,非公開にかかわらず,原則として会議開催日の1週間前までにインターネット等により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。 (傍聴者の定員)

- 第4条 会議の傍聴者の定員は,10人とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるときは定員を変更することができる。 (傍聴の手続)
- 第5条 会議を傍聴しようとする者は,会議の当日,開会予定時刻の30分前までにあらかじめ指定する場所で傍聴者名簿に必要事項を記入し,傍聴の申出をしなければならない。
- 2 傍聴の申出をした者が定員を超えた場合は,抽選により傍聴者を決定するものとする。
- 3 会長は,第1項の規定により傍聴の申出を受けたときは,会議の傍聴を認めた者に傍聴許可証を 交付し,当日に限り会議の傍聴を許可する。

(傍聴許可証の着用等)

- 第6条 傍聴者は,会場にあるときは,常時傍聴許可証を着用しなければならない。
- 2 傍聴者は、傍聴を終えたときは、傍聴許可証を返還しなければならない。

(傍聴をすることができない者)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙,ビラ,掲示板,プラカード,旗,のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛,ラッパ,太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか,会議を妨害し,又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 (傍聴者の守るべき事項)
- 第8条 傍聴者は,係員の指示に従うとともに,次の事項を守り,静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 会場における発言に対して,拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会場において発言しないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 会議場において撮影,録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

- 第9条 傍聴者は,会議を非公開とする決定があったときは,速やかに退場しなければならない。 (違反に対する措置)
- 第10条 傍聴者がこの要領に違反するときは,会長はこれを制止し,その命令に従わないときは, これを退場させることができる。

(その他)

- 第11条 会長は、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し臨機の処置をとることができる。 付 則
 - この要領は,平成26年10月14日から施行する。